

平成27年雇第10号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号）の雇用保険被保険者資格を喪失したことの確認をする処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

平成〇年〇月〇日、安定所長は、A会社〇支店（以下「会社」という。）から、請求人に係る雇用保険被保険資格取得届（以下「取得届」という。）を電子申請で受理した。取得届の取得年月日は、同年〇月〇日とされていた。同年〇月〇日、安定所長は取得届により請求人の取得処理を行った。

平成〇年〇月〇日、会社は安定所長に対し、請求人の雇用保険被保険者資格喪失届（以下「喪失届」という。）を提出し、安定所長はこれを受理した上で喪失処理を行った。喪失届の喪失日は、同年〇月〇日とされていた。

平成〇年〇月〇日、安定所長は請求人に対して同年〇月〇日に雇用保険被保険者資格を喪失したことを確認する処分（以下「本件処分」という。）をした。

平成〇年〇月〇日、請求人は、「安定所長は、平成〇年〇月〇日付けで通常解雇により資格喪失したことを確認するとの決定をすべきであり、平成〇年〇月〇日に被保険者資格を喪失したことを確認した処分を取り消すとの決定を求める。」として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求した。

平成〇年〇月〇日、審査官は、請求人の審査請求は不適法であるとし、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第10条の規定により却下したが、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

そこで、当審査会が、審査官の上記却下の当否について審査をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日の本件立会審理において、審査請求の理由について「(請求人は)『雇用期間の満了』という処分の取消しを求める。現在も雇用関係は継続である。」と請求人に確認しつつ、請求人の主張は安定所長のした本件処分を取り消すものではなく、解雇無効を争うものであるから、審査請求の要件にそもそも該当しないと判断した上で、請求を却下している。

しかしながら、請求人の審査請求の趣旨は「本件処分の取消し」を一貫して求めるというものであって、「現在も雇用関係は継続である。」というのは審査請求の理由であるから、請求人のした審査請求を労審法第10条の規定により不適法なものとして却下した審査官の決定は妥当ではない。

したがって、当審査会は、本件再審査請求を適法なもの認め、本案の審理をするものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、会社と締結した労働契約は期間の定めのない労働契約であり、現在も雇用関係は継続していると主張しているが、本件資料からは、請求人の労働契約が期間の定めのない労働契約であったことは確認できない。

そこで、当審査会は、労審法第46条第1項第2号の規定に基づき、会社に対して請求人との労働契約に関する書面の提出を求め、会社から提出された書面を精査したが、請求人の労働契約が期間の定めのない労働契約であったこと

を確認できなかった。

- (2) 請求人が提出している雇入通知書をみると、会社が安定所長に提出した雇入通知書の派遣先所在地、スタッフナンバー、受注番号等の記載が異なっており、上記いずれの雇入通知書が真正なものであるかは断定できないが、いずれの雇入通知書をもても労働契約の期間について「平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日」と明示されていることから、請求人の会社での労働契約は期間の定めのある労働契約であったと認められる。

また、請求人自身が、平成〇年〇月〇日付け審理調書において、会社における仕事を「時間給の仕事であり、短期雇用のバイト的な仕事」と述べていることから、請求人の労働契約が期間の定めのある労働契約であったことがうかがえるところであり、会社での労働契約が継続しているとの請求人の主張は採用できない。

- (3) 以上から、請求人は会社から解雇されたのではなく、平成〇年〇月〇日付けの労働契約の期間満了により退職したとみるのが相当であるから、当審査会としては、安定所長のなした本件処分は妥当であると判断する。

- 4 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。